

令和6年度 指定管理者業務実績シート

作成年月日 令和7年5月23日

部	恵山支所	課	市民福祉課
---	------	---	-------

施設名・所在地	函館市恵山コミュニティセンター (函館市日ノ浜町154番地)																																									
設置条例	函館市恵山コミュニティセンター条例																																									
指定管理者名	恵山地区町会連合会	指定期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日																																							
指定管理者の特別な要件			選定区分 公 募 非公募																																							
設置目的	市民に集会、交流、研修、文化活動等の場を提供することにより、地域活動の促進を図り、もって市民福祉の増進に資するため。																																									
設置年月	平成22年4月	建設費	288,869千円																																							
構造規模等 耐用年数	鉄骨造平屋建 延床面積 832.20 m ² 耐用年数 38年																																									
開館時間 休館日等	開館時間：午前9時～午後9時 休館日等：月曜日、1月1日～1月3日、12月29日～12月31日																																									
料金体系	函館市恵山コミュニティセンター条例 第8条別表 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="4">時間区分</th></tr> <tr> <th>午前（午前9時から 正午まで）</th><th>午後（午後1時から 午後4時30分まで）</th><th>夜間（午後5時30分 から午後9時まで）</th><th>全日（午前9時から 午後9時まで）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室</td><td>3,900円</td><td>4,500円</td><td>5,700円</td><td>14,100円</td></tr> <tr> <td>研修室</td><td>1,200円</td><td>1,400円</td><td>1,800円</td><td>4,400円</td></tr> <tr> <td>調理実習室</td><td>1,200円</td><td>1,400円</td><td>1,800円</td><td>4,400円</td></tr> <tr> <td>和室A</td><td>500円</td><td>600円</td><td>700円</td><td>1,800円</td></tr> <tr> <td>和室B</td><td>500円</td><td>600円</td><td>700円</td><td>1,800円</td></tr> <tr> <td>全館</td><td>5,800円</td><td>6,800円</td><td>8,600円</td><td>17,000円</td></tr> </tbody> </table> 1 全館とは、すべての使用場所をいう。 2 商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、この表の規定による使用料の額の20割に相当する額とする。ただし、全館を全日使用するときは、42,400円とする。 3 暖房を使用した場合は、この表の規定による使用料の額の5割に相当する額を徴収する。ただし、全館を全日使用したときは、10,600円を徴収する。 ※利用料金制の採用 ☐有 ☒無			区分	時間区分				午前（午前9時から 正午まで）	午後（午後1時から 午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分 から午後9時まで）	全日（午前9時から 午後9時まで）	集会室	3,900円	4,500円	5,700円	14,100円	研修室	1,200円	1,400円	1,800円	4,400円	調理実習室	1,200円	1,400円	1,800円	4,400円	和室A	500円	600円	700円	1,800円	和室B	500円	600円	700円	1,800円	全館	5,800円	6,800円	8,600円	17,000円
区分	時間区分																																									
	午前（午前9時から 正午まで）	午後（午後1時から 午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分 から午後9時まで）	全日（午前9時から 午後9時まで）																																						
集会室	3,900円	4,500円	5,700円	14,100円																																						
研修室	1,200円	1,400円	1,800円	4,400円																																						
調理実習室	1,200円	1,400円	1,800円	4,400円																																						
和室A	500円	600円	700円	1,800円																																						
和室B	500円	600円	700円	1,800円																																						
全館	5,800円	6,800円	8,600円	17,000円																																						
1 指定管理者が行う業務の内容および実施状況 (1)管理業務 ・事業の実施に関すること（集会、交流、研修、文化活動等の場の提供、地域活動に関する情報の収集および提供、助言、講座の開催等地域活動の支援） ・センターの使用許可および制限に関すること（施設の使用許可、施設利用の統計業務等） ・センターの維持管理に関すること（施設・設備の保守点検、修繕、清掃、備品管理、管理・災害時対応等）																																										

(2) 委託事業

- ・ 函館市恵山コミュニティセンター使用料の収納事務

(3) 自主事業

- ・ 令和6年度自主事業は、ありませんでした。

2 市民サービス向上のためのその他の取り組み実績

- ・ 恵山地域の出土品など縄文遺跡の展示紹介
- ・ 恵山地域の保育園や小中学校の児童生徒の作品の展示
- ・ 施設敷地内の花壇の整備
- ・ Wi-Fi 環境の整備

3 市民ニーズの把握の実施状況

アンケートの実施

- ・ 方 法：施設利用者へ使用許可通知書とともに、アンケート用紙を配付し協力依頼
- ・ 総件数：18 件
- （主な意見）・ 駐車場が使い易いです

4 施設の利用状況

・ 令和6年度の月別利用者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数	151	288	256	147	39	360	713	376	437	302	273	301	3,643

・ 年度別利用者数等

	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数	4,803	5,212	5,038	3,639	3,643
使用料収入（円）	280,850	343,800	283,200	114,500	131,650

5 指定管理者の収支状況

			(単位：千円)				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入	委託料		7,968	7,968	8,002	8,002	8,002
	その他収入	前年度繰越金	11	44	0	49	3
		預金利息	1	1	1	1	1
	計		7,980	8,013	8,003	8,052	8,006
支出	人件費		4,714	3,790	3,766	3,803	3,838
	光熱水費		1,312	1,102	1,263	1,199	1,325
	修繕料		27	295	415	435	49
	消耗品費		33	239	109	171	130
	役務費		473	273	444	223	363
	委託料		673	919	931	957	975
	使用料・負担金		217	225	230	136	127
	備品購入費		0	282	0	138	20
	その他経費		159	258	416	622	395
	消費税等		327	410	379	364	784
	計		7,935	7,793	7,953	8,048	8,006
当該施設の利用者一人当たり税金投入コスト			1.600	1.463	1.532	2.167	2.160

※税金コスト算出方法（使用料の場合）（「委託料」－「使用料収入」）÷「利用者数」

6 モニタリングの実施状況および指定管理者に対する改善指示等の実施状況

実地調査の実施 有

「函館市恵山コミュニティセンター管理運営協定書」に基づき提出される各種報告書および実地調査等によりモニタリングを行っているが、葬儀による施設利用が減少したものの、前年並みの利用実績があるなど、計画との大きな乖離はなく特に改善等の指示を必要とするものはなかった。

7 指定管理者に対する評価

①指定管理者の自己評価

区分	評価	評価の内容	課題と今後の対応
業務の履行状況	☐ A ☒ B ☐ C ☐ D	・仕様書等に基づく管理業務について適正に履行している。	・今後も継続して日常点検や保守点検、必要箇所の修繕を実施し、より一層安全かつ快適にご利用いただけるよう維持管理に努めたい。
サービスの質の状況	☐ A ☒ B ☐ C ☐ D	・利用者の要望を管理業務に反映するほか、利用者に対する従業員の応対も適切に行っている。	・施設の利用案内などの広報活動を行うとともに、利用しやすい施設づくりのため、施設利用者からのアンケートを生かしながら、より良いサービスの提供に努めた。
団体の経営状況	☐ A ☒ B ☐ C	・管理業務における事業収支を適正に管理執行している。	・今後においても、事業収支および経営状況ともに、経費の縮減を図りながら安定した運営に努めたい。

②市の指定管理者に対する実績評価

区分	評価	評価の内容	課題と今後の対応
業務の履行状況	☐ A ☒ B ☐ C ☐ D	・管理業務について、仕様書等に基づき水準どおり実施されている。	・今後も適正な管理業務の履行に努めていただきたい。
サービスの質の状況	☐ A ☒ B ☐ C ☐ D	・利用者の要望等について適切に対応している。	・今後も利用者に対するサービスの質の向上に努めていただきたい。
団体の経営状況	☒ A ☐ B ☐ C	・センターの事業収支は適正に経理処理がなされている。	・今後も管理業務の事業収支バランスの均衡を保つよう努めていただきたい。

◎「業務の履行状況」「サービスの質の状況」

- A 協定書を遵守し、事業計画書及び仕様書の水準以上がなされている。
- B 協定書を遵守し、事業計画書及び仕様書の水準どおり行われている。
- C 協定書を遵守しているが、事業計画書及び仕様書の水準をやや満たしておらず、課題がある。
- D 協定書や事業計画書に不履行がある。または、業務水準を満たしていない。

◎「団体の経営状況」

- A 事業収支、経営状況に問題はない。
- B 事業収支、経営状況の今後に注意を要する。
- C 事業収支、経営状況に早急な改善を要する。